

浜中町特殊詐欺対策電話機等設置費補助金

申請の手引き

町では、電話での特殊詐欺による町民への被害を未然に防止することを目的に、浜中町の住民基本台帳に記録され、その住所に居住している世帯（人）に対し、予算の範囲内で「補助金」を交付する制度を開始します。

この補助金の交付を希望する場合は、『浜中町特殊詐欺対策電話機等設置費補助金交付要綱』と、この『申請の手引き』に基づいて、申請の手続きを行ってください。

【申請先・お問い合わせ先】

浜中町役場（商工観光課商工労働係）

〒088-1592 浜中町湯沸445番地

TEL：0153-62-2147

FAX：0153-62-2115

E-mail：shokokanko@town.hamanaka.lg.jp

1 補助金の交付の対象となる機器等

この補助金の対象となる機器等は、公益財団法人全国防犯協会連合会で推奨している機器で、①自動応答録音装置（固定電話機に接続する装置）、②特殊詐欺対策電話機、③自動着信拒否装置（固定電話機に接続する装置）、④電気通信事業者が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事に関するものとします。

2 補助金の交付対象者

以下の要件を全て満たす人が補助金の交付を受けることができます。

- 1) 浜中町の住民基本台帳に記録されている世帯で、その住所に居住していること
- 2) 上記の交付の対象となる機器等を設置しようとし、かつ、詐欺対策機能等を適切に設定しようとしていること
- 3) 町税等の滞納がないこと（同一世帯含む）
- 4) この事業の補助金の交付を受けたことがない世帯（人）

3 交付する補助金の額

交付する補助金の額は、補助の対象となる経費に3分の2を乗じて得た額とします。ただし、上限は10,000円です。

※ 補助金の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てになります。

※ 補助金の対象となる機器等（経費）は、一つとします。

【計算例1】

自動応答録音装置 を購入する場合

$$17,000円 \times 2 / 3 = 11,333円$$



補助の上限が10,000円のため、

交付する補助金額は 10,000円

【計算例2】

電気通信事業者が提供する

特殊詐欺対策サービス を利用する場合

$$\begin{aligned} \text{必要な初期工事費 } 8,800円 \times 2 / 3 \\ = 5,866円 \end{aligned}$$



1,000円未満の端数は切り捨てるため、

交付する補助金額は 5,000円

4 申請の方法

『浜中町特殊詐欺対策電話機等設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）』と、下記の添付書類を提出してください。

なお、申請時に書類の不足などの不備があった場合、申請の受付は出来ませんのでご注意ください。

《補助金交付申請書の添付書類》

- ① 購入を予定している機器等（補助の対象となる経費）が確認できる書類（カタログ等）の写し
 - ② 上記①に係る見積書の写し
- ※その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

5 交付の決定

補助金の交付の可否が決定した場合は、『浜中町特殊詐欺対策電話機等設置費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）』を送付します。

6 補助金の交付請求

補助金の交付決定を受けた人が補助金の支払いを請求する場合は、『浜中町特殊詐欺対策電話機等設置費補助金交付請求書（様式第3号）』に下記の添付書類を添えて、提出してください。

※申請者氏名の横に必ず押印してください。

《補助金交付請求書の添付書類》

- ① 補助対象経費の領収書その他の支払いを証する書類の写し
 - ② 設置した特殊詐欺対策電話機等が確認できる保証書の写し、設置写真の写し
 - ③ 特殊詐欺対策サービスの利用を開始したことが確認できる書類の写し、設置写真の写し
 - ④ 振込先預金通帳の写し
- ※ その他必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

7 交付する補助金の確定および支払い

交付請求書の内容を審査した後、『浜中町特殊詐欺対策電話機等設置費補助金交付額確定通知書（様式第4号）』により補助金の額の確定を通知し、請求者に対して補助金を交付します。

補助金交付手続きの流れ

浜中町 (商工観光課商工労働係)	申請者	備 考
<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD subgraph Town [浜中町 (商工観光課商工労働係)] A[受理] B[補助金交付決定 (却下) 通知書 (別記様式第2号)] C[補助金交付額確定通知書 (別記様式第4号)] end subgraph Applicant [申請者] D[補助金交付申請書 (別記様式第1号)] E[受領] F[③ 特殊詐欺対策 電話機等機器の設置] G[補助金交付請求書 (別記様式第3号)] H[受領] I[補助金受領] end A -- ① --> D B -- ② --> E E --> F F --> G G -- ④ --> A C -- ⑤ --> H C -- ⑤ --> I </pre> </div>	<p>① 補助金交付申請書 (別記様式第1号)</p> <p>② 受領</p> <p>③ 特殊詐欺対策 電話機等機器の設置</p> <p>④ 補助金交付請求書 (別記様式第3号)</p> <p>⑤ 受領</p> <p>補助金受領</p>	<p>①申請者は町へ交付申請書を提出してください。 (添付書類あり)</p> <p>②町から<u>交付決定通知書</u>を受領します。</p> <p>③上記②の後、特殊詐欺対策電話機等機器の設置 (対策サービスを受けるための初期工事含む。)を実施してください。</p> <p>④機器等の設置終了後、「補助金交付請求書」を、提出してください。 (添付書類あり)</p> <p>⑤町から交付額確定通知書を受領します。 (指定口座への入金 は、請求からおよそ1か月かかります)</p>